

機関番号：10101

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20330005

研究課題名（和文）制度改革期における「裁判の公開」原則の再検討—制度と人権の関係性解明に向けて

研究課題名（英文） A Review of the Principle of a “Public Trial” During the Period of Judicial Reform—Toward an Explanation in the Relationship Between System and Human Rights.

研究代表者

笹田 栄司（SASADA EIJI）

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：20205876

研究成果の概要（和文）：

「裁判の公開」原則の定める非公開要件は極めて厳しい。そうしたなか立法化されたプライバシー及び営業秘密の保護を理由とした公開停止を検討し、その合憲性を支える理論について、公序概念拡張説とともに、例示説の立場から憲法82条と32条を組み合わせた解釈を検討すべきとの知見を得た。さらに、目下の立法課題である情報公開訴訟におけるインカメラ審理について、上記知見を用いた憲法上の基礎づけを行い、その適用範囲及び実体的要件について立法化に向けた提言を行った。

研究成果の概要（英文）：

The requirements for closing a public trial within the principle of a “public trial” are extremely strict. This research examined the reasons behind the legislative protection of privacy and corporate secrets in closing trials to the public. This research found that an examination into the theory behind the constitutionality of this issue required an interpretation that included a combination of the *Kojogainen Kachosetsu*, as well as an examination of articles 82 and 32 of the constitution from the perspective of the *Reijisetsu*. Furthermore, a proposal was given concerning a current legislative issue of *in camera* sessions in public information disclosure litigation. The proposal promotes legislation in the application and establishment of substantive requirements using the constitutional foundations that were found in this research.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	3,800,000	1,140,000	4,940,000
2009年度	4,100,000	1,230,000	5,330,000
2010年度	2,800,000	840,000	3,640,000
年度			
年度			
総計	10,700,000	3,210,000	13,910,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：憲法、裁判の公開、インカメラ審理、裁判を受ける権利、民事訴訟の基本原則、情報公開法、実効的権利保護、メディア

1. 研究開始当初の背景

(1) 裁判の公開に関する法状況は、近年、大きな変化を見せている。憲法 82 条 2 項の文言からして困難と思われていた「当事者尋問等の公開停止」が人事訴訟法によって法制化され、また、刑事訴訟法改正によって証人保護のため遮蔽装置やビデオリンク方式が導入された。さらに、従来は公開の法廷で行われてきた公判の審理や証拠調べの方針の決定が、裁判員制度に対応するため創設された公判前整理手続で行われることとなった(刑訴法 316 条の 2)。しかし、公判前整理手続は非公開であり、刑事事件の実質的審理がこの手続で行われるなら、裁判の公開が形骸化すると批判もある。一方、情報公開訴訟におけるインカメラ審理の導入について、「情報公開法の制度運営に関する検討会」の報告書(総務省、平成 17 年 3 月)は、「理論的実務的な今後の蓄積を踏まえつつ、引き続き検討する必要がある」とする。

(2) このような裁判の「非公開」の動きは一様ではない。「当事者尋問等の公開停止」は、公開原則とプライバシー権や営業秘密(ひいては、裁判を受ける権利)の調整という意味合いをもち、また、公判前整理手続は裁判員制度導入にあたり裁判の迅速化を図るために導入された。さらに、被告人のプライバシー権保護のために刑事裁判の非公開が主張される一方で、裁判の公開はメディアにより実現されるとして、法廷でのテレビカメラ取材の拡大を主張する見解もある。司法改革が始まる前と比べ、実に多様な見解が「裁判の公開」をめぐる出されている。

2. 研究の目的

「裁判の公開」原則を緩和する立法や非公開の拡大を主張する提言が増加する一方で、その理論的解明は十分とは言えない。そこで、①人事訴訟法・特許法による公開停止手続の根拠となった「公序説」を検討する。次に、②行政訴訟におけるインカメラ審理及び法廷テレビカメラ取材(換言すれば、メディアによる裁判の公開)について、これらを認めているドイツを比較の対象とする。最後に、③わが国におけるインカメラ審理の立法化について、裁判の公開と裁判を受ける権利との関係を含めて、検討し、さらに立法化に向けた提言を行う。

3. 研究の方法

(1) 文献研究を中心にしながら、「裁判の公開」に造詣の深いゲストスピーカーを招聘した研究会を適宜開催するという研究方法を採用した。

(2) 「裁判の公開」原則の持つ理論的及び実務的重要性を踏まえて、この原則の意義を

損なわない審理公開の停止手続のあり方を明らかにするための比較法的な参照対象として、ドイツ法を取り上げた。そして、日独の憲法及び行政裁判手続の相違を視野に入れたうえで、上記テーマについて検討を行った。

4. 研究成果

以下では、人事訴訟法などによる公開停止手続の根拠となった「公序説」の分析、及び、情報公開訴訟におけるインカメラ審理の検討を中心に、研究成果の概要を紹介する。

(1) ①憲法 82 条 1 項の定める厳格な「裁判の公開」原則については、近時、それを緩和する立法が相次いだ。文書提出命令の申立てにつきその採否を判断するために「インカメラ手続」を導入した 1998 年施行の新民事訴訟法(ア)を嚆矢として、その後、2000 年の刑訴法改正により、刑事被告人または傍聴人と証人との遮蔽(刑訴 157 条の 3)、ビデオリンク方式による証人尋問(刑訴 157 条の 4)が新たに設けられた(イ)。さらに、2003 年に、「当事者尋問等の公開停止」手続が人事訴訟法及び特許法に導入された(ウ)。その背景には、以下の事情があった。つまり、前者については、離婚訴訟を提起した場合、公開の法廷で極めて私的な事柄(私生活上の秘事)を陳述したくないがために、訴訟の提起を躊躇することもありえた。また、後者については、訴訟を提起して営業の秘密を守ろうとする当事者は侵害の対象である営業秘密を主張・立証する必要があるが、一方で憲法 82 条 2 項によって裁判が公開されることから、訴訟を提起した意味がなくなるかもしれない。訴訟提起に際し生じうる以上の問題を、「公開停止」手続は解決しようとする。それは公開原則とプライバシー権や営業秘密の調整を行うとともに、裁判を受ける権利の保障の実質化という意味合いをもつ。ア及びイは「裁判の公開」原則が適用される場面を何とかかいくぐったと言えるが、ウは「裁判の公開」原則に正面から向き合うものとなった。しかし、これまで憲法 82 条 2 項の文言からして困難と思われていた「公開停止」は、いかなる理論構成から可能とされたのであろうか。

②人訴法 22 条の公開停止の憲法適合性について、立案担当者は、同条は憲法 82 条 2 項「公序」の枠内にとどまるもので、ただ実体的及び手続的に憲法 82 条を具体化した、という説明を行っている。その際、同条を「公序」と結びつけることに注意が払われている。「例えば当該証拠を欠くことにより『他の証拠のみによっては当該身分関係の形成又は存否の確認のための適正な裁判をすることができない』ことを要件とすることにより公

序につながってくる」。つまり、「裁判を公開することによって、現に誤った身分関係の形成等が行われるおそれがある場合は、憲法 82 条 2 項にいう『公の秩序……を害する虞がある』場合に該当すると解することで、何とか憲法の認める範囲内で、公開停止の規定を置く」ことができるとするのである（『新しい人事訴訟法と家庭裁判所実務』ジュリスト 1259 号 63 頁（小野瀬発言）。なお、特許法もおおよそ同様の構成を採る。）。

上記の「当事者尋問等の公開停止」手続の導入は公序説に依拠するものと思われる。それは、適正な裁判の確保を「公の秩序」と解する手法である（参照、長谷部恭男『憲法 第 5 版』294 頁以下）。最高裁が「制度の保障」と解する（したがって、権利・法的利益の保護に直接仕えない）「裁判の公開」に、「適正な裁判」を組み込むことで訴訟関係人の権利・法的利益の保護に配慮している点は注目されよう。一方、公序＝適正な裁判の確保という手法は、憲法 82 条 2 項の「公序」は民事刑事双方の裁判手続に妥当するのだから（参照、三井誠『刑事手続法Ⅱ』342 頁以下）、刑事裁判にも及ぶことになる。「適正な裁判」が意味するところは「裁判の公開」に限られないとしても、刑事裁判手続において「適正な裁判」は被告人の防御権の文脈で用いられてきており、憲法 37 条の位置付けを含め、公序（＝適正な裁判の確保）と被告人の防御権との関係についてはなお検討の余地がある。かくして、公序の拡大とは異なる手法として、公序を例示とする理解に立ちつつ、憲法 32 条及び同条が実現・確保しようとする法益を検討プロセスに組み込むことで非公開認容基準（例えば、「侵害利益の重大性」及び「著しく回復困難な損害」）を設定する手法がなお検討されるべきである。

(2) ①特許法の定める「当事者尋問等の公開停止」手続は、審理の非公開を認め、証拠調べ自体を非公開で行うものであるが、裁判所の裁量で相手方に当該書類の開示をすることができる。これに対し、情報公開訴訟におけるインカメラ審理は裁判の公開原則を制限するのみならず、相手方の法的聴聞権（審尋請求権）を制限する度合いがとりわけ大きい。そこで、最高裁平成 21 年決定は、「訴訟で用いられる証拠は当事者の吟味、弾劾の機会を経たものに限られるということは、民事訴訟の基本原則である」から、情報公開訴訟においてインカメラ審理を行うことは民事訴訟の基本原則に反し、「明文の規定がない限り、許されない」と判示する。

この「民事訴訟の基本原則」を法律レベルのものとして見て、立法によって柔軟に修正してよいかどうかは検討の余地がある。というのも、学説（特に民事訴訟法学説）は、上記原則の内実たる審問請求権（審尋請求権、法的

聴聞権）が裁判を受ける権利に含まれることについて異論を見ない（竹下守夫）と解してきたからである。そして、裁判を受ける権利によって保障される審問請求権には、積極的に自らの攻撃防御方法を提出する機能（弁論権の積極的側面）と並び、手続上の有意的な事象と情報を適時に知る機会が与えられること（弁論権の消極的側面）が含まれるとする見解が主張されている（山本克己）。「情報」を裁判を受ける権利の重要な要素と見る理解は正当なものである。そうすると、最高裁のいう「民事訴訟の基本原則」は、裁判を受ける権利（憲法 32 条）の一内容であり、単なる立法政策の問題とはならないであろう。

憲法 32 条は、他方において、実効的権利保護を要請している。訴訟においてインカメラ審理が認められなければ不開示事由該当性について十全な審査を行うことができない場合には、この実効的権利保護の要請によって、その限りで審問請求権ないし弁論権の制約が許容されうるとも解されよう。この点で、参考になるのがドイツ法である（マンハイム大学のヴォルフ＝リュウディガー・シェンケ教授に対するヒアリングから、多くの知見を得ることができた。）。

ドイツにおいては、基本法 19 条 4 項が公権力の行使に対する実効的権利保護を、同 103 条 1 項が法的聴聞請求権（審問請求権）を、それぞれ保障している。インカメラ審理については、当事者の法的聴聞請求権を侵害することから、従来は憲法に反し許されないと解されていた。しかし、連邦憲法裁判所は、バイエルン協会事件（1999 年 10 月 27 日第 1 部決定）において、インカメラ審理の導入を立法者に命じる決定を行った。連邦憲法裁判所は、次のように、これを実効的権利保護と法的聴聞権の調整の問題ととらえ、インカメラ審理を認めなければ裁判所は十分な審理を行うことができず、実効的権利保護が保障されなくなるから、その限りで法的聴聞請求権の制限は憲法上許容され、インカメラ審理を行わないことは基本法 19 条 4 項に反して違憲であると判断した。

「基本法 19 条 4 項と 103 条 1 項は互いに対立関係に入っていると捉えてはならない。むしろ、基本法 103 条 1 項にもとづく法的聴聞権は、基本法 19 条 4 項から引き出される権利保護保障と密接な関係にある。両者は同一の目的、即ち、実効的権利保護を可能にすることに仕える。さまざまな利益とそれに基づく法的聴聞の制限との衡量を、基本法 103 条 1 項は排除するものではないのである。法的聴聞の制限は、それが客観的根拠によって十分に正当化されている場合に可能である。そのうえで、法的聴聞権の制限を可能にする「客観的根拠によって十分に正当化されて

いる場合」に本件があたるとして、連邦憲法裁判所は次のように判示する。「基本法 19 条 4 項によって保障されている実効的権利保護が第一に事実を秘密にしておく必要性のある事案がそうであるが一法的聴聞の制限によって可能になるならば、裁判所が少なくとも完全な文書を閲覧し、それにもとづき、秘密保持の利益は存在しないあるいは圧倒的ではないという帰結に達するという、この制限と結びつく利点に、連邦憲法裁判所判例の意味における十分に客観的な根拠が存在する。個人の権利保護に仕える法的聴聞を求める権利は、その限定的放棄が例外的に個人の権利保護を改善する場合には、この権利保護を否定するために持ち出すことはできない。こういった要件の下においてのみ、『インカメラ』手続は基本法に一致する」。

わが国においても同様に考えることができるように思われる。すなわち、一方において、憲法 32 条は、訴訟当事者に対し、手続上の有意な事象と情報を適時に知る機会を与えることを要請しており、インカメラ審理はこの点で問題がある。しかし、他方において、インカメラ審理を認めなければ、裁判所は開示決定等の適法性を十全に審査することができない場合には、憲法 32 条の保障する実効的権利保護が果たせないことになる。そこで、このような場合には実効的権利保護の要請によって審問請求権ないし弁論権を制限することが必要となり、インカメラ審理が憲法上許容される、と解するわけである。以上のように考えれば、憲法 32 条が審問請求権ないし弁論権を保障していると解したとしても、インカメラ審理を合憲と見る余地がある。

②もう一つの問題が、「裁判の公開」原則（憲法 82 条）との関係である。合憲論として、公序説にたつて、「公序」に公正な裁判を含むとするものがある。即ち、インカメラ審理が認められることで公正な裁判が行われることを「公序」と見るのである。あるいは、インカメラ審理を認めないことによって、公の秩序を害するおそれがあること、即ち、知る権利が侵害されるおそれがあることを要件とする主張も考えられる。

一方、憲法 32 条と 82 条を結びつけた理論構成も考えられる。権利・法的利益の訴訟での実現を裁判を受ける権利が非公開審理という形で保障するという枠組みである。即ち、情報公開請求権が「知る権利」を具体化するもので、その重要性については憲法上疑義を差し挟む余地はないから、（プライバシー・財産権の非公開審理による保護・実現よりも積極的に）その訴訟での実現を裁判を受ける権利が非公開審理という形で保障するという構成である。（1）で述べたように、憲法 82 条は刑事事件にも適用されることを考慮

するならば、このような例示説的理解にたった構成も検討の余地がある。

③立法論としては、インカメラ審理を逆 FOIA 訴訟、独立行政法人情報公開法、情報公開条例、個人情報保護制度にも適用すべきである。また、裁判の公開原則（憲法 82 条）または当事者の弁論権（憲法 32 条）との関係で、インカメラ審理が認められる場合は制限を受けると考えられる。実体的要件については、抽象的にいえば、当該事案においてインカメラ審理を行うことが必要であり（必要性）、かつ、他の手段によっては開示不開示についての確な判断を行えない（補充性）場合に限られると解される。たとえば、当事者間で不開示部分の記載内容等について争いがなく、専ら法解釈が争われている場合は、必要性の要件を欠くであろうし、文書の様式やヴォーン・インデックス等から記載内容等が明らかである場合は、補充性の要件を欠くことになるであろう。もっとも、具体的にいかなる要件を設けるかについては立法裁量が認められうるし、最終的には裁判官の裁量に委ねざるをえないだろう。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 18 件）

①村上裕章、情報公開訴訟におけるインカメラ審理、法政研究、査読無、77 巻 4 号、2011、1-41 頁

②村上裕章、多様な訴訟類型の活用と課題、法律時報、査読無、82 巻 8 号、2010、20-25 頁

③村上裕章、情報公開訴訟におけるインカメラ審理、法学教室、査読無、354 号別冊判例セレクト 2009 [II]、2010、6 頁

④鈴木秀美、法廷警察権に基づくテレビカメラ取材制限が違憲とされた事例—2007 年 12 月 19 日ドイツ連邦憲法裁判所第一法廷決定、阪大法学、査読無、60 巻 6 号、2011、235-242 頁

⑤鈴木秀美、融合法制における番組編集準則と表現の自由—2010 年放送法改正案も視野に入れて、阪大法学、査読無、60 巻 2 号、2010、25-56 頁

⑥笹田栄司、司法権の構造的な理解と新たな『裁判』解釈、北大法学論集、査読無、61 巻 2 号、2010、1-59 頁

⑦赤坂正浩、集会の自由と抗議活動、ジュリスト、査読無、1398 号、2010、18-19 頁

⑧林知更、日本憲法学は EU 憲法論から何を学べるか、比較法研究、査読無、71 号、2010、94-107 頁

⑨鈴木秀美、通信放送法制と表現の自由、ジュリスト、査読無、1373 号、2009、86-94 頁

- ⑩亙理格、行政訴訟の理論—学說的遺産の再評価という視点から—、公法研究、査読無、71号、2009、65—87頁
- ⑪笹田栄司、裁判員制度と憲法的思考、ジュリスト、査読無、1363号、2008、78—87頁
- ⑫笹田栄司、裁判の公開、ジュリスト増刊『憲法の争点』、査読無、2008、268—269頁
- ⑬鈴木秀美、リスク社会におけるメディアの役割、ジュリスト、査読無、1356号、2008、112—119頁
- ⑭鈴木秀美、裁判員法の問題点を考える—取材・報道の自由の観点から、新聞研究別冊、査読無、2008、45—48頁
- ⑮ SUZUKI, Hidemi、"Rundfunk- und Presserecht in Japan"、*Verfassung und Recht in Übersee*、査読無、Heft 4/2008、447—466頁
- ⑯鈴木秀美、通信の秘密、ジュリスト増刊『憲法の争点』、査読無、2008、136—137頁
- ⑰赤坂正浩、人権と制度保障の理論、ジュリスト増刊『憲法の争点』、査読無、2008、70—71頁
- ⑱笹田栄司、実効的権利保護の要請と仮の救済・内閣総理大臣の異議、北大法学論集、査読無、59巻1号、2008、148—156頁

〔学会発表〕(計1件)

- ①鈴木秀美、連邦憲法裁判所第1法廷 2007年12月19日決定、ドイツ憲法判例研究会、2010年1月9日、上智大学

〔図書〕(計5件)

- ①鈴木秀美、ミネルヴァ書房、よくわかるメディア法 (鈴木秀美・山田健太編)、2011、69—70頁
- ②鈴木秀美、有斐閣、インターネットと法〔第4版〕(高橋和之・松井茂記・鈴木秀美編)、2010、123—153頁
- ③鈴木秀美、商事法務、放送法を読み解く (鈴木秀美・山田健太・砂川浩慶編)、2009、92—104頁
- ④笹田栄司、青林書院、新版体系憲法事典 (杉原泰雄編)、2008、591—601頁
- ⑤赤坂正浩、信山社、立憲国家と憲法変遷、2008、1—619頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

笹田 栄司 (SASADA EIJI)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：20205876

(2) 研究分担者

村上 裕章 (MURAKAMI HIROAKI)
九州大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：20210015
鈴木 秀美 (SUZUKI HIDEMI)
大阪大学・大学院高等司法研究科・教授

研究者番号：50247475
(3) 連携研究者

亙理 格 (WATARI TADASU)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：30125695
赤坂 正浩 (AKASAKA MASAHIRO)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：80167816
林 知更 (HAYASHI TOMONOBU)
東京大学・社会科学研究所・准教授
研究者番号：30292816